

令和6年10月分（12月支給）から

児童手当制度が

一部変更となります

改正の
ポイント



◆ 支給対象児童年齢の拡大

支給対象年齢が高校生年代の子まで拡大されます

◆ 所得制限の撤廃

所得額で「支給額5,000円になる」「支給されない」などの制限がなくなります。

◆ 多子加算の増額とカウント方法の変更

第3子以降は、支給額を月30,000円に増額します。
多子加算の算定対象は大学生年代まで。
(親等に経済的負担等がある場合に限り。)

◆ 支給回数の増加

年3回から年6回（偶数月）に増加します。
※支払日13日（ただし、13日が休日等の場合は前の平日）

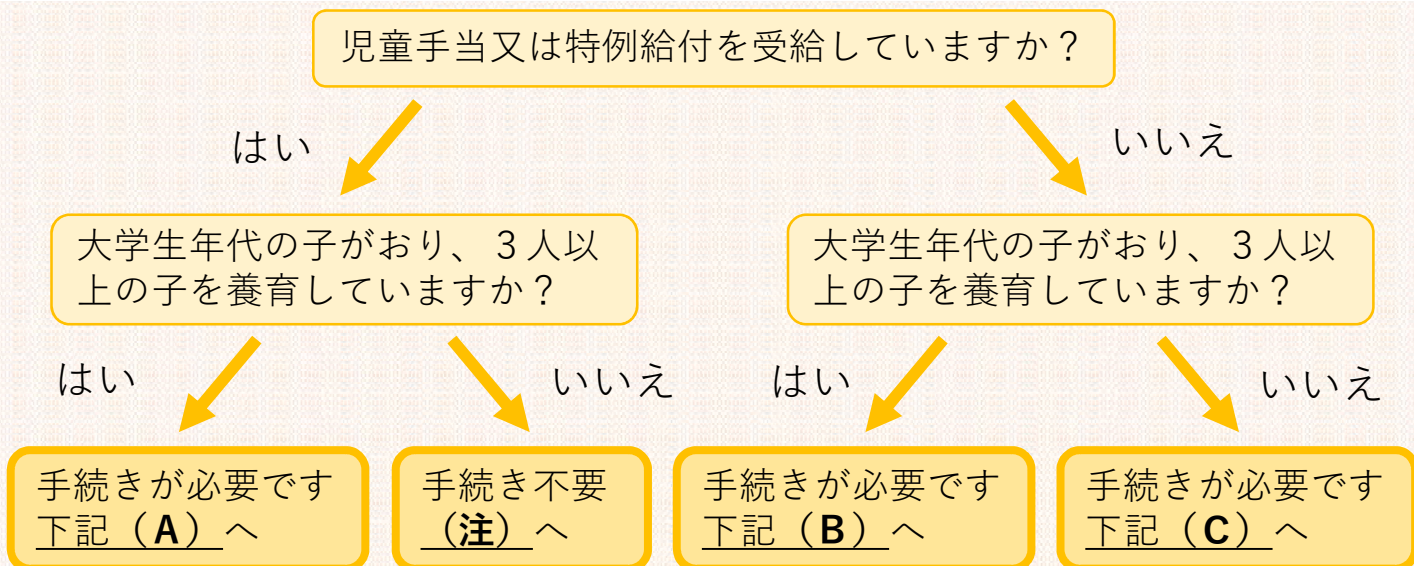
※ 高校生年代：平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子

※ 大学生年代：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

		令和6年9月分まで（拡充前）		令和6年10月分から（拡充後）	
支給対象		中学校修了まで (15歳到達後の最初の年度末まで)		高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)	
所得制限		所得制限あり		所得制限なし	
手 当 月 額	3歳未満	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳～ 小学生未満	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
	中学生	10,000円		10,000円	
	高校生年代	なし		10,000円	
支給月		2月、6月、10月		2月、4月、6月、8月、10月、12月	

すべての人が自動的に受給できるものではありません。
裏面の手続きフローを必ず確認し、必要な手続きをしてください。

手続きフロー



※公務員の場合は、勤務先から支給されます。手続等は勤務先にご確認ください。

手続きに必要な書類 (様式は右下QRコードからダウンロードできます)

下記の書類を郵送またはこども政策課窓口にてご提出ください。

(A) 『監護相当・生計費の負担についての確認書』

(B) 『監護相当・生計費の負担についての確認書』
『児童手当認定請求書』
『世帯・所得・課税状況閲覧及び調査承諾書』

(C) 『児童手当認定請求書』
『世帯・所得・課税状況閲覧及び調査承諾書』

様式ダウンロード
(市HP)



(注) 高校生年代までの児童で、市外に住民票がある場合は、『別居監護申立書』が必要です。
(既に提出済みの方は、提出不要です。)

児童手当の拡充に係る Q & A (必ずご確認ください)

Q1 中学生の子について現在児童手当を受給しています。他に光市外の高校に通うために寮に住んでいる高校生がいますが、何か手続きが必要ですか？

A 15歳以下の児童について現在児童手当を受給しており、高校生年代の子の住民票が光市にある場合は手続き不要です。光市に住民票がない高校生年代の子については、『額改定認定請求書』『別居監護申立書』の提出が必要です。

Q2 受給者は父母どちらでもいいですか？

A 原則、所得の高い方を受給者として申請してください。

問合せ先

光市 こども政策課

☎0833-74-3009

光市光井二丁目2番1号 (あいぱーく光 ⑧番窓口)